

2013年9月定例会 全員協議会質問

9月25日・神山悦子県議

神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。第一原発の汚染水問題は大変深刻な事態で、レベル3となりました。私たち日本共産党は9月17日に緊急提言を發表いたしました。「福島第一原発の放射能汚染水の危機打開のための緊急提言」です。この提言は原発への態度や将来のエネルギー政策への違いを超えて総力を結集する立場から、この提言を發表しました。国が責任を持つてと言うのであれば、以下四つの点から質したいと思います。

まず放射能汚染水問題の対応ですけれども、知事は8月20日にこの事態を受けて「国家の非常事態だ」と言いました。政府は9月3日に汚染水問題に関する基本方針を出しまして、国が前面に出ると言いましたけれども、この大前提は「放射能で海を汚さない」ということではないでしょうか。このことについてエネ庁（経済産業省資源エネルギー庁）と規制庁（原子力規制庁）におたずねしたいと思います。

原子力規制庁 山本哲也審議官

ご指摘のとおり、海に限らず放射性物質が管理されない状態で大気・水・土、そういったところに放出されることを抑制するということが極めて大事な点でございます。そういう観点からも規制を私どもとしてやっていきたいと思っております。

経済産業省 資源エネルギー庁 糟谷敏秀対策監

今日から相馬双葉の試験操業が始まりましたけれども、外洋にいろんな影響を与えて、漁業者の方々へ風評も含めて、そういうご迷惑をおかけすることがないようにしっかりと対策を講じてまいりたいと思います。

神山県議

規制庁におたずねします。この汚染水問題が出てからね、規制委員長が「汚染水を流してもやむを得ない」と一度言ってるんですよ。いまもその認識は変わりませんか。

規制庁 山本審議官

その発言はおそらく田中委員長が会見の場で述べられたことなんですが、汚染水を流していいということではなくて、いま汚染水が溜まり続けています。そしてALPSという処理装置でもって、放射性濃度をトリチウム以外の放射性物質は相当程度、ほぼ検出限界値以下に抑えられるという処理をしていくことが大変大事であります。しかしな

がら、処理した水をいつまでも溜めておくことができるのかどうかという問題点について問題提起をしたというふうに理解しております。すなわち、もちろん今すぐ処理した水を流せるわけでは当然ありませんけれども、これを10年・20年続けていくことが、継続的に可能なのかどうか、そういう観点からの問題提起をしたものだと理解をしておるところでございます。

神奈川県議

先ほどの最初の答弁と違うんじゃないですか。

規制庁 山本審議官

先ほどわたくしが冒頭で申しましたのは、環境中に放射性物質を出さないというのが規制の基本になるということは申しあげました。しかしながら、放射性物質をまったくゼロにするわけにはいかないところもございます。現にいまの原子力等規制法におきましては一定の間、濃度とか量などを一定以下に管理した状態で放出することは法律上認められております。これは国際的にも各国の原子力規制機関が行っている行為だと思っております。したがって規制委員長が申しあげましたのは、規制基準を超えるものは決して外には出さないと、これは当然のことでございますけれども、それ以下のものについては持続性を考えた場合についての問題提起をしたというふうに理解をしておるところでございます。

神奈川県議

再度指摘にとどめたいと思いますが、とにかく「放射能で海を汚さない」という決意に立って方策を練っていただきたいと思います。

次にI O C（国際オリンピック委員会）での安倍首相の発言に関してです。私はあの発言を聞いて本当に耳を疑いました。福島県民はみんなそうだと思います。あの0・3平方キロメートルというのは一体どこなのか、先ほどもありましたけれども、ハの字型の全部入るということですね。しかし安倍首相は9月19日に来まして、「0・3平方キロメートルはどこか」と聞いてるんですよ。本当にそれで認識してるんでしょうかね。

それから、このパネルを見ていただきたい。皆さんにも資料をお渡ししてありますけど、このハの字型全部入るということですが、この外側の海は全部外洋とつながってます。それからシルトフェンスで囲まれてるところも、カーテンのようなものですからいつでも海を行き来していますよね。先ほどもご答弁ありましたけれども、50パーセントが干潮・満潮ありますから一日に入れ替わるわけですよ。汚染水が流れないという保障はないのではないですか。この認識について、エネ庁にも規制庁にもおたずねしたいと思います。

規制庁 山本審議官

総理がおっしゃっておりますのは、先ほど私もご答弁いたしましたように、汚染水による放射性物質の影響が、そのハの字の港湾内にとどまっているということで、影響がとどまっているということでございまして、物理的に水がそこでブロックされているというわけでないことは当然のことだと思っております。大事なことは放射性物質の影響が外洋あるいは港湾内でどうなのか、こういった視点が大変大事でございますので、総理はそういう外洋の影響、モニターの結果が十分に低いというご認識のもとでご発言されたというふうに理解しております。

エネ庁 糟谷対策監

午前中ご答弁いただきましたが、0・3平方キロメートルの港湾の外側、具体的には宮城県沖から千葉県沖にかけて、セシウムの濃度が検出限界値以下または基準濃度をはるかに下回る値で、継続的な上昇傾向も認められていないという状況を踏まえた上で総理がご発言されたということでございます。

神奈川県議

物理的には影響があるということをおっしゃいましたよね、それを言うのであればなんでそう認めないんでしょうかね。しかも安倍首相が言ったのはこの港湾の中だけでブロックされてるとかコントロールされてるって言ってますけど、ここにあるようにタンクから300トンもすでに外洋を通じて流れている。東電も7月22日に流れていることを認めていますよね、このことには触れないんですよ。だから外洋に流れているし、汚染も広がっていると、その認識に立たなければいけないんじゃないですか。

規制庁 山本審議官

先ほど私をご答弁させていただいたとおり、影響が港湾内にとどまっていると申し上げたつもりでございます。それからこの300トンの流出でございますが、量的に300トンの汚染水が漏れたことは事実でございます。量的にはわかりませんが、おそらく大部分は土壌に浸透し地面の中にいま伝わっている。その一部が確かに側溝がありましたので、その側溝が海につながっておりますから、流れた可能性は否定できないと思っております。ただし、モニタリングのデータを見ますと、排出口付近では海の方ですね、検出限界値以下となっておりますので影響が大きく出ているものではないと考えているところでございます。

神山議員

データと言いましたけれども、ストロンチウムやベータ線全部調べたんですか、海洋の方は。

規制庁 山本審議官

正確なデータをいま手元に持っておりませんが、記憶で申し上げますと、セシウムと、ストロンチウム個別になりますと少し時間がかかりますので全ベータの値というふうに理解しているところです。

神奈川県議

ストロンチウムは出てないんですか。調べている最中ですか。

規制庁 山本審議官

だいたい全ベータのうち約半分くらいの比率がストロンチウムというふうに言われています。ですから、全ベータを見ておけば個別のストロンチウムもおおよそ判るといふふうに理解しております。

神奈川県議

この根拠になっているデータはどこからとったものですか。東京電力からの資料ですか。エネ庁にも規制庁にもお聞きします。

規制庁 山本審議官

まずデータ自体は東京電力が採取して計測したものでございます。これをデータを私ども規制委員会としても、データの中身を確認しているものでございます。

エネ庁 糟谷対策監

港の中は東京電力でありますけれども、宮城県沖から千葉県沖にかけてのデータは規制庁で公表しているものでございます。

神山議員

先ほど他の議員からもありました。規制庁は独立機関として発足したわけでしょう。一年前になりますけど。東京電力の資料と、多少自分たちでも調べたと言いますが、その役割を果たせるんでしょうか。非常に危ういと、かえって不信になりますね。規制庁はその役割をちゃんと果たすべきではないでしょうか。

規制庁 山本審議官

ご指摘のとおり独立した規制機関でございますので、その使命を果たすというのが私どもの使命だと考えております。もちろん積極的にそれが十分果たせるよう、私も含めた職員の質向上、それから技術的能力の向上、こういったものに努めていきたいとおも

っております。

神奈川県議

私は今回の問題は、タンクの問題もあるし、敷地内の地下水がどうなってるのか、海にどれだけ流れたのか、全容をつかむ必要があると思うんですね。皆さんの今後の対策は凍土方式とかいろいろ言ってますけれど、これとて膨大なランニングコストが今後かかる。どうするんですかという疑問があるわけです。それから元日本地下水学会会長の藤縄克行信州大学教授がですね、地下水を汲み上げると言いますが、汲み上げると今度海水が入ってくるというんです。海側の近いところの状態は専門家たちの初歩的な理解だと言うんですよ。先ほど規制庁もそんなこと言ってましたけど、そういう状態であるからどうするのかということがないんですよ。凍土方式とか皆さんがやっている方式がどうなのかということにはわかりませんよね、この藤縄教授の指摘どう思いますか。

エネ庁 糟谷対策監

海側から汲み上げると海水が入ってくるというのが、どういう状況で汲み上げるといふことでそういうことをおっしゃったのか判りかねますけれども、いま海側遮水壁を建設しております。これは一番上の透水層、それから二番目の互層という透水層、これを全部防ぐものでありまして、それが塞がれば、海水が入ってくることはないものと考えております。

規制庁 山本審議官

その論文は私もつぶさに承知しているものではありませんけれども、ただ、今の現状を見ますと、海側からの汚染水の流出を防止するために水ガラスというものを入れています。これは遮水効果が当然あるものであります。当然遮水いたしますと、陸側から地下水が流れておりますから、地下水の水位がどんどん上昇してきたということがわかりました。そのために、そのままだと溢れてしまっていましたので、地下水を汲み上げていくという状況です。それから、井戸を掘りまして、遮水壁の陸側と海側で水位の変化を見ております。確かに海側は潮位と連動しまして地下水位が変動しております。しかし陸側はその効果もあって安定化しております。明らかに壁の内側と外側では、水位の変化が出ています。潮位の影響がないということは、海側からの影響を受けていないということの証左になっているかと思っております。一般的に遮水壁をつくりますと、地下水を食い止めてしまいますので、逆に汲み上げていかなければいけないというのが一般的な今の対策であります。今後、海側遮水壁ができた暁には、バランスをとるための水の汲み上げをこれから行っていく必要があると思います。それから委員ご指摘のように地下水の動きというのはなかなか分からない所がありますから、継続的に観測用の井戸を設けて、潮位との連動があるのかどうかとか、塩分などが漏れたかどうか、海水が流

入したかどうかの評価も可能だと思っておりますので、対策を打つだけじゃなくてその実施状況に関してもしっかりやっていくということが大事だと思っております。

神奈川県議

いま規制庁がおっしゃったように、まだわからないことが沢山あると思います。そういう意味では、地下水・地質・土木、あらゆる分野の専門家をもっとちゃんと入れて調べる必要があると思うんです。原子力規制委員会もそうですし、エネ庁だってそういう人たち必要なんじゃないですか。このことについてどうお考えですか。

エネ庁 糟谷対策監

今回つくりました廃炉・汚染水対策チームに国交省はじめとして関係機関から人員を出していただいて、一体となってやることにしております。関係の学会とも連携したいと思っております、実は昨夜土木学会に私どもの室長が行っていろいろ意見交換をし、土木学会からご提案をお願いしたいと申し上げているところでございます。このほか地下水学会をはじめとするいくつかの学会に対しても同様の働きかけなり、意見のお願いをしてまいりたいと思います。とにかく得られる限りの知見を得た上で何が最適かの判断をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

神奈川県議

当然です。私も先ほど言いましたように、藤縄教授も含めて、いろんな知見を持ってらっしゃる方が沢山います。持てる力を全部結集する。人的にも物質的にも必要だと思いますので求めておきたいと思えます。

ところで現地体制ですが、いま増やしたと言われましたけれども、エネ庁は13名現地体制とお聞きしてるんですけど、純増は何人ですか。

エネ庁 糟谷対策監

まず東京の体制であります。もともと12名の体制だったものを最終的に28名にする予定でございます。それから現地の体制を14名ということで予定をしております。ただ現地の体制でさらにもっと技術的な専門家を加えるべきでないかということと与党のPTで指摘をいただいております、これに対してどういう対応ができるかということは今これに加えて検討中であります。

神奈川県議

いま14名現地体制とおっしゃいました。兼任の方を除けば純増は8人だと聞いておりましたがよろしいですか。

エネ庁 糟谷対策監

手元に具体的な数字ありませんけれども、とにかくさらに現地の体制、今でもまだ十分ではないだろうと指摘をいただいておりますので、そこはさらに増強してまいりたいと考えております。

神奈川県議

同様に規制庁に現地・全体の体制をお聞きしたいと思います。

規制庁 山本審議官

私ども規制庁では各発電所ごとに規制事務所というものを設けてございます。福島第一については福島第一の規制事務所、福島第二については福島第二の規制事務所それぞれでございます。残念なことに大熊のオフサイトセンターが被災をした関係上、いま広野町に事務所を設けておるところでございます。福島第一については所長以下検査官が約11名、それから今日も来ておりますけれども、この福島地域全体を統括し総合調整を行う統轄官。管理職でございますけれども、そういう人間を置いているところでございます。とくにこの福島の問題が4月以降です。ね、汚染水の問題がありましたので、福島第一については確か2人程度の増強をこの春にさせていただいたところでございます。

神奈川県議

いずれにしても十数名しかいないわけですね、これで本当に見れるでしょうか。規制庁は先ほど独立機関の話をしましたけれども、再稼働の「規制基準」を7月8日につくって、今度その審査のために80人体制、足りないからもっと増やすというふうに聞いておりますが、そちらの体制を全部ここに持ってきたら良いんじゃないですか。福島に。とにかくこの汚染水対策への本気度が問われるんですけどいかがでしょうか。

規制庁 山本審議官

規制庁としましては福島第一の問題は極めて最重要課題の一つだと位置づけて、現地の人間は確かに十数名かもしれませんが、本庁の方では私も含めて専属のスタッフを擁しているところがございます。規制基準の方は規制基準として法律で決められたことでございますので、新しい規制基準づくり、再稼働審査を粛々と行っているという状況でございます。

神奈川県議

エネ庁におたずねしますが、現地対策本部は設けないんですか。ちゃんとした体制でこの福島第一原発のそばに設けるべきじゃないですか。この規制庁と同じ建物じゃなくて別な所にやるとか、とにかく現地でやってほしいんですけど、対策本部をつくっ

てやるべきじゃないですか。いかがですか。

エネ庁 糟谷対策監

先ほどご答弁しましたように、現地の事務所を設けることにしております。これは各省の人が集まって政府一体として対応する事務所でございます。廃炉・汚染水対策チームの現地対策事務所であります。それから現地調整会議というのを定期的に行いまして、私どもの赤羽副大臣が議長を務めまして、そこでしっかりと進捗状況を確認し現場のあらゆる声を吸い上げてまいります。

神奈川県議

現地って場所どこですか。半分はこの復興庁にいるんでしょ、併任で。どこに本部を置くんですか。

エネ庁 糟谷対策監

なるべく福島第一原子力発電所に近いところということでいま場所を探しておりますが、まだこれという最適な場所が見つけれられておりません。今のところはJヴィレッジに部屋を借り、それから第二原子力発電所のなかの安定化センターに部屋を確保し、それから第一原子力発電所の重要免震棟の大きな円卓に席を確保し、こういうところを拠点としていま対応をしております。

神奈川県議

ぜひちゃんとしたものをつくって頂きたいんですよ。しかも十数名などという国もエネ庁も含めてそんな体制ではだめだと思うんですよ。ぜんぜん本気度が見えませんよ。安倍首相は国際公約したんですから、国が前面にでて、全面的に責任を持ってやってもらう体制を、この現地でやってもらわなければならないんですから。それをよく検討していただきたいと思いますが、そんな検討になりますか。

エネ庁 糟谷対策監

先ほどご答弁申し上げませんでしたけれども、現地調整会議は第一回目をJヴィレッジで行いました。必ず第一原子力発電所に可能な限り近いところで行うということで、これを行ってまいります。それから、現地の事務所、これにつきましてもまだまだ足りない、役人だけでは駄目だ、もっと専門家を確保すべきだというご指摘を頂いておりますので、これにどういうかたちで応えられるかをいま検討しているところでございます。

神奈川県議

いずれにしても、2011年の12月に収束宣言を出されて以降、収束どころか今回の問題見たらもう撤回しなければいけないと思いますけれど、「収束宣言」の撤回。ステップ2は完了してない。これが今の現実だと私は思うんですけど、エネ庁と規制庁におたずねいたします。

エネ庁 糟谷対策監

おっしゃるように、廃炉も非常に大変な作業でありますし、それから賠償・除染・被災者の帰還・健康管理など課題は山積しております、こういう課題に全力で対応を続けなければいけないという状況でございます。そういうなかで、全ての課題があたかも解決したかのように受け取られかねない表現であるということで、収束という言葉は適切でないということを安倍総理も国会の場で発言をしておられます。現政権として収束という認識には立っておりません。

規制庁 山本審議官

基本的な立場、考え方は先ほどのエネ庁の答弁と私どもの方も同じ考え方でございます。事故が収束したという状況ではないと思っております。ただちょっと補足をいたしますと、2011年の12月の事故収束宣言というのは、原子炉の冷却が安定的に行われていることをもってそういう表現がなされたというふうに理解をしております。要は危機的な状況をなんとか食い止めることができたという程度の評価ではないかと考えておるところでございます。

神奈川県議

いま規制庁のご答弁は、ステップ1は緊急的な対応はしていると、ステップ2はもうそういう状況ではないと。撤回すべきではないですか。私は「撤回」とちゃんと言わなければだめだと思うんです。それからエネ庁もそうです。そういう認識じゃないと言うんだったら。私たちには収束宣言は、そのまま生きているんですよ。これが分断とか線引きの全部の根拠にされているんですよ。この福島県民の15万人の思いがわかりますか。この二年半どんなに分断されたか。その根拠となっているのがこの「収束宣言」なんです。撤回をちゃんと明確にしてもらいたいと思います。

エネ庁 糟谷対策監

収束という認識に立っていないということは総理も国会でご答弁申し上げておりでございます。なにか法律のようなかたちで出したもので、それを撤回するとかしないとかそういう性質のものではないので、撤回するとかしないとかということにはなっていないだけでありまして、現政権の認識としては収束しているとは認識をしております。

ません。

神奈川県議

労働者の問題も大変です。この高線量がどんどん広がっている。労働者も東電の社員も退職者が増えている。この労働者の身分保障を国がちゃんとやらなきゃならないんじゃないですか。健康面もやらなければならないと思いますが、両方におたずねしたいと思います。

規制庁 山本審議官

まず、福島第一で従事されてる方がたの放射線管理でございます。たしかに、事故直後は大変な放射線量が高いということがありましたので、通常の管理基準が遵守できないということで特別な管理基準を設定しまして、緊急措置ということで高い値でもって当面管理したということがございました。その後ある程度放射線量が落ち着いてまいりましたので特別な基準値は既に撤回がされております。その後の労働者の、従事者の方の被ばく線量の推移を見てまいりますと、一人当たりの放射線量は事故当初のとくに3月、4月、5月から比べますと大幅に減っていることは間違いないと思っております。そういう意味では放射線被ばくの総量と言いますか、一人当たりの受けられます量というのはだいぶ減ってきていると思っております。加えて、単に量が減ればよいということではなくて、その管理をしっかりやる必要がありますので、従事者の方が福島第一の線量の高いところから入ったり出たりされるときに、外部被ばくがないかということをしつかりした線量チェックをすとか、あるいは特にからだの中に放射性物質を入れ込みますと内部被ばくということで長期の問題が出てきますので、これについてはWBCと言って、確か月にいっぺん程度だったと思えますけれども、内部被ばくの状況がどうなっているかということで、放射線管理上しつかり、過度な被ばくが生じていないか、ちゃんと基準内の被ばく線量にとどまっているということを確認していると、こういう状況になっておるものがございます。

エネ庁 糟谷対策監

作業員の方につきまして、労働関係法令にもとづいて適正な労働契約や労務管理が行われることが必要であると思っております。経済産業省としましては、月に一回程度労働環境改善ワーキンググループというのを開催いたしまして、厚生労働省と連携をしながら、作業員に対する法令遵守にむけた講習会などの啓発活動ですとか、元請企業に対する立ち入り調査による改善指導などの取組みを実施するよう、東京電力を指導するとしておるところでございます。

この作業員の方々、これまで経験のない厳しい作業環境で働いておられるわけでありまして、今後とも厚労省はじめ関係省庁と連携して労働環境の改善に取り組んでまいり

たいと考えております。

神奈川県議

先ほどの規制庁の答弁は認識がちょっと違うんじゃないですか。労働者のいままでの線量と、いま起きているこれだけ高濃度のなかで働いている、これからどうするのかということを認識されていないと思いましたが、もう一度いかがですか。

規制庁 山本審議官

まず放射線従事者の被ばく管理というのは、いかにどれだけの放射線被ばくを受けているか、それをいかに最小化するかということが大変大事だと思っております。私が先ほどの答弁で申し上げましたのは、被ばく管理がどういう状況でいま行われているかということを申し上げて、かつその被ばくにはもちろん上限値がありますから、それを超えないようにきちっと管理をしていくと、これがまず一番のベースになる問題だと思っております。加えて無用な被ばくをすることは当然避けるべきでございますから、確かに高線量の場所がございますけれども、そういった場所についてもあらかじめ例えば線量マップ等をつくりまして、この地区は線量が高いので出切るだけ近寄らない。特別必要なことがないかぎり入らない。そういう運用管理をすることによって、無用な被ばくを出来るだけ避けると、そういう努力を事業者に求めて今の対応をしてもらっていると。いずれにしても被ばくはできるだけ小さくするというのが基本でございますので管理と被ばくの回避、これを双方に努めていくことが大事だろうというふうに思っております。

神奈川県議

最後の質問ですが、東京電力の破たん処理、私たち今度の緊急提言でこれを入れました。もう東京電力には事故対応能力も当事者能力もない、もう明らかじゃないですか。債務超過に陥って公的資金で延命させているだけです。それが、しかし経営陣や株主、メガバンクの貸し手責任が免罪されているんですよ。いまそういう意味では、廃炉・除染・賠償、これ相当の資金がかかりますけれども、国が全責任をまず負う。そして、一時国の管理にする。そして、その費用は東電と利害関係者に払わせる。そして電力会社や原発利益共同体にもその費用を求める。全部資産を出させて、その上でどうしても足りないところはもちろん国の税金でやる。いまは一時的に税金でやってもそういうことを求めるべきでないですか。もう破たん処理させる、その決意が必要だと思うんですが、おたずねいたします。

エネ庁 糟谷対策監

東京電力を破たんさせる、公的整理するべきじゃないかというご質問でありますけれ

ども、いま我々一番大事なことは廃炉・汚染水対策を確実に実施すること。それから賠償をしっかりと速やかに行うこと。それから、さらに言えば電力需給の安定に万全を期すことであると思っております。仮に会社更生法に基づいてJALのように法的整理を行った場合、どういうことになるかと言いますと、電気事業法で電力債は賠償債権よりも優先弁済されるというのがいま日本の法律であります。被害者の賠償債権を切りすてながら、また福島原子力発電所で収束作業にあたる関係企業の取引債権が全額支払われないということになりながら、残った部分は全部国民が税金で負担するということになるわけでありまして、我々決して東電を守るために法的整理をしないということではありません。むしろ法的整理をしないことで、今の仕組みが国民負担を最小にする仕組みだということを考えて、そのようにしているところでありまして、とにかく今の仕組みの下で廃炉および汚染水の処理、事故収束、賠償作業をすみやかにすすめていくということが大事であるというふうに考えております。

神奈川県議

いまの枠組みで考えるからそういうことになるんじゃないですか。本当に東京電力に任せていたらもう駄目だというのはみなさんも認めてらっしゃるでしょ。国が前面に出るといっても言うてらっしゃるでしょ。だから事実上の本当に破たんさせて国が一時管理する。電力はちゃんと公的にやらせる。でもこの汚染水問題や廃炉に向かう作業は国が前面に出て、全部責任を負ってやる。こういうことにならないと私たち福島県民も、全国に避難している避難者も安心できませんよ。どうですか。

エネ庁 糟谷対策監

国が前面に出るのはしっかりと前面に出てまいります。ただ東電を法的整理したあと、法的整理というのは“払える範囲内で払わせてあとの債権は全部切りすてる”というのが法的整理でありますので、むしろ逆に法的整理を受けた後の東京電力は、もう借金のない非常に自由に活動できる会社になるわけでありまして、それ以外残ったところは国が、国民が税金で負担をしなければならなくなるわけでありまして、そういう意味で現在の法律に基づいて、国民負担が最小になるのがいまのようなやり方だと思っております。

法律を変えればいいじゃないか、というご指摘があろうかと思っておりますけれども、日本の国、要するに資本主義社会というのはルールの中かで動いております。それをルールに基づいていろいろと海外の投資家も投資をし、それにしたがってビジネス活動をやっている。経済活動をやっているわけでありまして、後でルールを勝手に変える国という事になると日本は国際的な信用を失うことになりかねないと考えております。

以上